

支部実施収益事業の運営に関する規程

(目的)

第1条 本会が実施する収益事業の中で、支部が実施する事業について、その運営に関する事項を定める。

(事業の区分)

第2条 対象とする事業を下記の2区分とする

(1) 起案事業

本会定款で規定された事業範囲において収益を伴うすべての事業のうち、支部の起案により理事会の決議によって支部長の裁量で実施することを認めた事業。

(2) 委任事業

一般社団法人法に基づき本会が作成し一般社団法人移行の条件として認められた「公益事業計画」を効率的に推進するために、理事会の決議を経て支部にその実施を委任した「公益事業計画」に定められている公益事業。

(事業の範囲)

第3条 事業の範囲は収益を伴う事業にあつては、定款第4条の事業に該当するものとする。

(事業の管理責任者)

第4条 支部長は、上記支部実施事業の管理責任者として、事業の管理を行う。

(法人名を使用する支部事業の決裁)

第5条 一般社団法人日本経営士会または同支部の名のもとに事業を行なう場合は、必ず理事会の決裁を受けることとする。会員個人が事業を行う場合でも、これに準ずる。

(起案提出と決裁)

第6条 起案は支部幹事会の議を経て支部長が本部理事会に提出し決裁を得る。

- 2 会員または支部内の組織は、支部幹事会に対して収益事業の起案を行うことができる。

(起案計画書の記載事項)

第7条 起案計画書は所定の様式を使用しなければならない。

2 起案書には稟議規程に基づく稟議書を添付することとする。

(報告書の提出)

第8条 支部長は事業が終了してから2週間以内に事業実施報告書を本部に提出しなければならない。

(収支差額の一定割合の本部への納付)

第9条 支部は事業を実施した後、事業別決算書の収支差額を得た場合は、その10%を本部へ納付するものとする。

(起案事業の監査)

第10条 支部監事は予算の大小に関わらず、すべての起案事業及び稟議事業について監査を実施し支部幹事会に報告するものとする。

附 則

附則1 起案書の様式は様式1、報告書は様式2を制定する

付則2 本規程は基準として平成25年10月25日制定、11月15日から実施
平成29年5月18日から支部業務運営基準を改め規程として改訂

附則3 令和6年8月23日一部改訂

様式 1

「〇〇支部・収益事業」起案書				
I 案 件名	〇〇〇養成講座			
II 起 案者	〇〇支部長〇〇〇〇	印	III 幹事会起案者	実行委員長〇〇〇〇 印
IV 実 施日	平成〇〇年〇〇月〇〇日~〇〇日			
V 事業目的：定款第4条（1）（2）				
VI 実施計画： <p>目 的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日時 2. 場所 3. 内容 4. 予定参加者数 <p>VII 収支計画</p> <p>（ ① 収入：〇〇〇千円（@△万円×□名）</p> <p>② 支出：△△△千円</p> <p style="padding-left: 40px;">内訳：講師料、スタッフ手当、会場費などの明細</p> <p>③ 収支差額：+〇万</p> <p>◆添付資料名</p> <p>案内用チラシ</p> <p>参加者一覧表</p> <p>別収支予算表</p>				
幹事会	平成〇〇年〇〇月〇〇日	専務理事受付		
理事会	平成〇〇年〇〇月〇〇日	代表理事決裁		

様式 2

「〇〇支部・収益事業」実施結果報告書				
I 案 件 名	〇〇〇養成講座			
II 起 案 者	〇〇支部長〇〇〇〇	印	III 幹事会起案者	実行委員長〇〇〇〇 印
IV 実 施 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日~〇〇日			
V 事業目的：定款第4条（1）（2）				
VI 実績： 1. 日 時 2. 場 所 3-1 実施結果：受講者 名 3-2 収支実績（詳細を別紙に示す） ① 収入 ② 支出 ③ 収支差額 ④本部への納入金額：収支差額×10% ◆添付資料 カリキュラム 加者数 収支実績表				
報 告 書 作 成	平成〇〇年〇〇月〇〇日	専務理事確認		
報 告 書 提 出	平成〇〇年〇〇月〇〇日	代表理事承認		